

2008年4月8日
東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 5階
TEL:03-5395-5359
E-mail: union@seinen-u.org



牛井 すき家に対する刑事告訴および株式会社ゼンショー本社前宣伝について

本日4月8日、株式会社ゼンショー(代表取締役 小川賢太郎氏)が経営する牛井チェーン「すき家」で働く首都圏青年ユニオン組合員3名は、労働基準法第37条の時間外賃金未払いの是正を求めるため、株式会社ゼンショーを仙台労働基準監督署に刑事告訴を行いました。

労働現場においては、労働基準法をはじめ、労働法は順守されなければなりません。これを違反する会社は、労働者の生活そのものを脅かす会社であると考えております。すき家のよう に全国展開するチェーン店で法律を守ってほしいと求めることは当たり前のことではありますが、株式会社ゼンショーは「アルバイトは労働者でなく、業務委託契約である」と主張し、法律に則った運営を行っていません。また当労組との団体交渉も拒否し続けており、昨年11月に当労組が仙台労働基準監督署に是正申告を行った後も労働基準監督署の指導に従わず、世間一般で通用しない主張で時間外賃金未払いを行っている姿勢は、違法行為についての確信犯とも言えるものです。

東証一部に上場している株式会社ゼンショーの実態を広く世間に知らせていくためにも刑事告訴を行い、企業が労基法を守らなければいけないことを全労連宣伝カーにて本社前で訴えていきます。

日時:4月9日(水)午前11時30分～午後1時
場所:JR品川駅 港南口前

全労連宣伝カーを目印にお集まりください。

お問い合わせ: Tel:03-5395-5359